

令和5年度 神奈川県教科書用図書選定審議会（第3回）

〈審議概要〉

【司会（水沢指導主事）】

定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度神奈川県教科書用図書選定審議会（第3回）を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、神奈川県教育委員会教育局支援部長 古島から、御挨拶申し上げます。

【古島支援部長】

皆様こんにちは。支援部長の古島でございます。

今日は暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。会議の中でも、水分等適宜取っていただいて、何かございましたら事務局の方にもお伝えいただければと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多用の中、4月、6月に引き続きまして、本日の第3回教科書用図書選定審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

6月7日（水）の第2回選定審議会で御審議いただきました諮問事項(7)「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科書用図書の選定に係る調査研究資料」につきましては、6月の教育委員会定例会に付議し、議決後、市町村教育委員会等採択権者に通知いたしました。改めて、御報告と御礼を申し上げます。

現在、各採択地区におきまして、県教育委員会から通知した調査研究資料を御活用いただきながら、選定を進めていると承知しております。

本日、皆様方に御審議をお願いするのは諮問事項(8)「県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科書用図書の採択について」でございます。

県立特別支援学校の小学部及び中学部の教科書用図書の採択については、毎年度、採択替えを行うこととなっております。

県立中等教育学校の前期課程の令和6年度教科書用図書の採択については、他の中学校と同様に、法令に基づいて、令和5年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。

県教育委員会では、令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科書用図書採択方針に示している通り、「中高一貫教育の特色を踏まえ、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、十分に調査研究を行い、採択に当たる」としてまいります。

本日御審議いただき、作成する答申は、今後、8月8日（火）に行われます県の教育委員会に付議し、審議をいただいた上で、県教育委員会として決定をしていくということになります。

本日は、前回同様、浄泉会長を中心として活発な御審議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

次に、審議会会長から御挨拶をいただきたいと思います。

浄泉会長、よろしくお願いいたします。

【浄泉会長】

改めまして皆様こんにちは。暑い日が続いておりますけども、今日も御出席いただきまして誠にありがとうございます。

先ほど古島部長の方からお話がありました通り、今日は第3回の審議会になります。前回の選定審議会では、長時間にわたり、皆様方に本当に御熱心に御協議いただきましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

今日は、「県立特別支援学校の小学部及び中学部並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」が議題となります。

本日も皆様方の御協力によりまして、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

ありがとうございました。

本日の配布資料は、事前に十分確認をしておりますが、万一、乱丁や落丁等がございましたら、事務局までお声がけください。

では、これより、議事に入ります。

ここからの議事進行は、浄泉会長にお願いいたします。

【浄泉会長】

それでは、私の方で議事の進行を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議事（1）「県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」です。

まず、参考資料1～11について、その後、県立特別支援学校小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、令和5年度の諮問事項一覧については、1枚ものの配付資料「令和5年度神奈川県教科用図書選定審議会 諮問事項」にあるとおりです。本日は、諮問事項(8)について、御審議をお願いいたします。

次に、表紙に「令和5年度神奈川県教科用図書選定審議会（第3回）参考資料一覧」とある冊子を御用意ください。

それでは、1ページを御覧ください。参考資料1にあります採択手続きの流れについて御説明いたします。

4月の欄を御覧ください。4月7日（金）の第1回選定審議会で御審議をいただき、答申いただいた内容につきまして、教育委員会4月定例会に付議し、議決をいただいた後、その右側にございますとおり、県立の各学校に採択方針・手続き要領を含め、通知しました。

各学校では、それを受け、専門委員会を設置した後、選定に向けての図書の研究を進め、採択希望教科用図書表を作成、提出する、という流れになっております。

そして、本日の第3回の選定審議会で、今回の諮問について御審議いただき、答申をしていただきます。

今後、それを受け、8月8日（火）の教育委員会定例会で採択する、という流れです。

次に、2ページの参考資料2を御覧ください。県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針です。

3ページの参考資料3を御覧ください。県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択手続要領です。

この2つについては、県立特別支援学校の小学部及び中学部が、参考資料2の採択方針に基づき、参考資料3の手続要領に従って、各学校で調査研究を進め選定していくことを定めております。

続きまして、4ページ、参考資料4は、県立特別支援学校の小学部及び中学部で教科書無償給与の対象となる標準的な教科等及び給与形態一覧です。

続いて、5ページから79ページの参考資料5は、文部科学省による「令和5年度用 一般図書契約予定一覧」です。

続いて、80ページの参考資料6を御覧ください。こちらは、県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針です。

81ページの参考資料7を御覧ください。こちらは、県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択手続要領です。

参考資料6の採択方針の内容につきましては、中高一貫教育の特色を踏まえるということが一つの特徴となっております。また、参考資料7の採択手続要領については、県立特別支援学校と概ね同じになっています。

続いて、82ページの参考資料8を御覧ください。ここから91ページまでが、4月に御審議いただきました令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針です。中等教育学校や特別支援学校がどういう点について、どのような視点を持ち、調査研究を進めていくかという観点もこの中に含んでおります。

続いて、92ページの参考資料9を御覧ください。後ほど、こちらの法令からも御説明を申し上げます。1ページおめくりいただきまして、94ページには、今後の教科用図書の採択スケジュールを掲載しております。

続いて、95ページ、参考資料10につきましては、令和2年度から令和5年度に公立小学校で使

用する採択教科書の一覧になっております。

最後に、96 ページ、参考資料 11 については、令和 3 年度から 6 年度に公立中学校で使用する採択教科書の一覧になっております。以上、参考資料 1 から 11 の内容を説明させていただきました。

ここからは、特別支援学校教科用図書採択一覧について、特別支援教育課の森嶋から御説明いたします。

【事務局（森嶋指導主事）】

それでは、特別支援学校の各教育部門における教科用図書について、御説明いたします。

まず、1 点目です。資料はございませんが、教科書制度の概要について御説明いたします。

学校教育法の第 34 条第 1 項には「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」とあります。

この中で示されている「検定を経た教科用図書」とは「検定教科書」のことをさしており、一般的に小学校や中学校で使用されている教科書がこれにあたります。

また、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」は著作教科書のことをさしており、障がいのある児童・生徒のために作られた教科用図書であり、点字本や、知的障がいのある児童・生徒用著作本、いわゆる星本がこれにあたります。

そして、全ての児童・生徒は「検定教科書」もしくは「著作教科書」を用いて学習をする必要がある、と定められています。

一方、検定教科書・著作教科書での指導では十分な学習効果が得られない場合、同法附則第 9 条により特別支援学校等において、第 34 条に規定されていない教科書を使用することができるとしています。また、それらを「一般図書」と呼びます。

つまり、「検定教科書」「著作教科書」以外の「一般図書」を教科用図書として採択することができるということです。教科書制度の概要については以上となります。

続きまして、資料の説明をいたします。資料は 2 点ございます。

まず、1 点目は、「令和 6 年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部採択教科用図書一覧(案)」です。これは、今回の採択教科用図書の一覧となります。

次にもう 1 つ、右肩に＜参考＞と書いてある「令和 6 年度使用 神奈川県立特別支援学校 採択教科用図書調査研究資料」（小学部、中学部）です。

この資料は各学校の教育課程に基づき、児童・生徒の実態に即して選定された図書についての調査研究結果をまとめたものです。

はじめに、この調査研究資料について説明いたします。1 枚おめくりいただき、目次を御覧ください。

1 ページから 6 ページは「検定教科書」、「著作教科書」の教科用図書が記載されています。7 ページは、視覚障害教育部門で使われる「附則第 9 条」に基づく一般図書について、調査研究したものです。

8 ページからは、知的障がいのある児童・生徒用の一般図書となります。

この8 ページから 35 ページにつきましては、知的障がいのある児童・生徒の「特別支援学校採択教科用図書調査研究資料」となり、これまで県立特別支援学校で採択されてきた一般図書を中心に調査研究し、リストとして、まとめたものです。

この調査研究は、県立特別支援学校の教員と特別支援教育課の指導主事が作成メンバーとなり、毎年会議を開いています。

この会議について説明させていただきます。この会議では、実際に教科用図書を使用して指導にあたる教員の声を生かしながら、一般図書について、1冊1冊に見込まれる教育的効果を示した調査研究資料を作成し、各校において教科用図書を選定するための参考資料として作成しております。

また、「新たに出版される図書にも目を向け、常に更新すること」、という考えから、毎年、新しい図書と入れ替えており、今年度は31冊を更新し、一般図書542冊としてまとめました。

12 ページをお開きください。表の下から2番目です。通し番号105「五味太郎・言葉図鑑（4）かざることば（B）」の右に「New」と記載されております。この「New」と記載されたものが、今年度新しく追加した一般図書となります。

それでは、この一般図書の表の見方について説明いたします。表の上段の項目を御覧ください。上段左から5列目に「一般図書名」とあります。その右3つ目に、「推奨する教科等」4つ目に「その他で推奨する教科等」として、この図書を教科用図書として使用する教科等を示しています。

続いて、その右隣り「図書の特徴」では、図書の構成上の工夫や配慮、児童・生徒の障がいの状態及び特性を考慮して、調査研究した内容について記されています。

さらに、その右側に「推奨する教科等の指導要領との関連」という項目がございます。この「指導要領との関連」は、主に「推奨する教科等」との関連を示しています。

特別支援学校学習指導要領の各教科は、学年ではなく段階的に内容を示しています。小学部は3段階、中学部、高等部は2段階を○で示しており、この欄についても、学習指導要領の段階に対応しており、7段階で示しております。

欄の右端「図書の特性」の欄では、「認知特性とのかねあい」、という項目を設けております。これは、児童・生徒によっては、必ずしも、文字を追うことのみが情報収集の方法ではないという状況があり、これに対応するために、図書の特徴を「視覚」「聴覚」「触覚」「動作」といった視点でも示しております。

さらに一番右、「その他」の欄では、採択希望を出す上でポイントになることについて補足をしています。

こうした項目を設けることにより、書名のみの一覧表に比べ、個々の児童・生徒に応じた主体的な図書選択が可能になると考えております。

これで、「神奈川県立特別支援学校 採択教科用図書調査研究資料」の表の見方についての説明を終わります。

次に、各学校において採択希望するまでのプロセスにつきまして説明いたします。資料はございません。

神奈川県教育委員会では、各校で選定作業が適切に進められるように、教科用図書事務説明会及び教科用図書研究会において、関連資料の配付や説明会、図書の展示、相談コーナーを設置するなどしております。

そして、各県立特別支援学校では、関連資料を基に専門委員会の中で選定に向けての図書の調査研究を進め、採択希望表を作成・提出します。

そして、神奈川県教育委員会では、各校から提出された採択希望教科用図書表を基に、本課の指導主事が学校担当者にヒアリングを行います。

ヒアリングでは、児童・生徒の実態、使用する教科用図書のねらい、期待される教育的効果について、学校に説明していただき、「教育課程や教科等の目標や内容に即していること」「児童・生徒の実態を踏まえ目標を達成することが可能な教科用図書であること」「各教科の関連や学年間など、指導の一貫性を持たせること」をポイントとして聞き取りをします。このヒアリングを経て、各校の採択希望を確定していきます。

調査研究資料の35ページをお開きください。こちらに記載しました通し番号、543、544、545、546、547、548、549、550の8冊の一般図書は、調査研究資料には載っていないものです。これらは、学校から新たに採択希望があり、神奈川県教育委員会の調査・検討の中で一般図書としてふさわしいと判断した一般図書となります。

次に、令和6年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部採択教科用図書一覧（案）を御覧ください。

1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。1ページから5ページまでは検定・著作教科書を記載しております。6ページからが一般図書となります。

それでは、1ページを御覧ください。【1視覚障害教育部門】の御説明をいたします。

視覚障害教育部門では障がいの程度に応じて、通常の検定教科書、拡大教科書、点字本を使用します。主には平塚盲学校、相模原中央支援学校の視覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。

特別支援学校で使用する点字教科書は、検定済教科書のうち、いずれかを原典として点訳原稿を作成し発行しております。

小学部の国語や社会などの6教科については、点字教科書の原典が決定しました。点字教科書の発行については、秋以降に決定する予定です。

表の見方について説明いたします。2ページの中学部を御覧ください。光村図書出版の国語シリーズ、墨字・拡大教科書のところに点字とありますが、光村の下に「支援セ」とあります。これは「社会福祉法人視覚障害者支援総合センター」が点字版を出版している、ということを示し

ています。

次に、3ページを御覧ください。【2聴覚障害教育部門】です。

聴覚障害教育部門は平塚ろう学校、相模原中央支援学校の聴覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。国語の授業では、「国語」「書写」に加えて、表の一番下にあります「言語指導」の教科用図書を採択できます。学習指導要領においても、「聴覚障害の教育においては体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること」とされており、言語指導の重要性が示されています。言語指導の教科用図書は、この文部科学省著作教科書の中から選択しています。小学部、中学部の順に記載しております。

次に、5ページを御覧ください。【3知的障がいのある児童・生徒用】です。

知的障がいのある児童・生徒の多くは附則第9条で規定された一般図書を使用しますが、その他に文部科学省著作教科書の内、特別支援学校小学部・中学部知的障がい者用文部科学省著作教科書、いわゆる星本というものがあります。

特別支援学校学習指導要領の各教科は学年ではなく段階的に内容を示しています。小学部は3段階、中学部は2段階で示されており、星本は、この段階に応じて星の数の1つ～5つで示されており国語、算数、中学校の場合は数学、音楽、生活の4教科があります。

同じく5ページの【4各部門共通】を御覧ください。「県内各市町村採択検定教科用図書」とあります。

特別支援学校の肢体不自由教育部門や病弱教育部門で学ぶ児童・生徒の内、知的障がいのない児童・生徒は小学校・中学校と同じ教科の検定教科書を採択することとします。

発行者については、居住地区の教科用図書を希望する。または、児童・生徒の障がいの状態及び特性を考慮して、学校で調査研究したものを希望します。

病弱教育部門では、児童・生徒の状況などにより、入院前に通っていた学校と異なる教科用図書を希望することもあります。校内で十分な調査研究を行っております。

また、知的障がい教育部門の児童・生徒においても、障がいの状態及び特性を考慮して、下学年の検定教科書を使用する場合があります。

続きまして、【一般図書】です。6ページを御覧ください。まずは、視覚障害教育部門の点字本です。原典は以前の検定教科書のため、一般図書として著されている点字本です。

次に、7ページを御覧ください。各部門共通の【知的障がいのある児童・生徒用】です。

教科用図書を選定する上では、児童・生徒が興味を持つこと、主体的に取り組めること、より自立して学習できることが基本となります。教科や内容が同じであっても、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた教科用図書を選定されています。

実際に採択を希望している図書の例を御紹介します。こちらを御覧ください。

こちらは、「ふわふわあひる」という一般図書になります。この教科書は触って確かめながら、

感触・形・文字の学習につなげることができます。このように、視覚、触覚、聴覚、動作など多様な感覚を活かし学習を促進していくことができます。

各校が調査研究を行うための資料として作成した 542 冊のリストと、別途学校より希望のあった 8 冊を加えて 550 冊として採択一覧としております。

なお、550 冊リストの内、学校より採択希望の上がらなかった一般図書についても、年度途中の絶版による供給不能に対応するため採択一覧に残しております。また、本日、机上に教科用図書、一般図書などの見本がございますので、手に取って見ていただければと思います。以上で説明を終わります。

【浄泉会長】

ありがとうございました。

それでは、机上に教科用図書の見本が置いてあるということですので、少し時間、5分ほど取っていきたく思いますので、見ていただければと思います。もしよければ、先ほどの「ふわふわあひる」も回していただければと思います。

それでは、少しお時間を取りますので、よろしく願いいたします。

そろそろ5分ほど経ちましたので審議の方に戻りたいと思います。まだ教科書が回っていると思いますが、御覧いただきながら、参加していただければと思います。

それではただいま事務局の方で説明にありました、「令和6年度の使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部 採択教科用図書一覧（案）」について御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

【土肥委員】

1点、質問よろしいでしょうか。

先ほど、教科用図書のたくさんの資料を読ませていただきましたが、この教科書は同じ学年で、全ての児童・生徒が同じ教科書を使うのでしょうか。お願いします。

【浄泉会長】

事務局の方でお願いします。

【事務局（森嶋指導主事）】

はい。お答えいたします。

同じ教科用図書を使用する場合もあれば、そうでない場合もございます。例えば、国語の授業は読み聞かせを一斉に行う場合もございますし、個別の学習課題に沿って採択を希望する場合があります。

学校における教育活動全般においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応し、それに基づいた教育が行われます。

また、自立し、社会参加していく力を育むために計画する中で教科用図書が使用されますので、

先ほど申した通り、同じものを使う場合もあれば、ここで採択希望を出していただくというパターンがあります。以上です。

【土肥委員】

ありがとうございました。

【浄泉会長】

他に御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それではせっかくですので、もし見本本等見られた中でも結構ですので、御感想等を伺えればありがたいと思うのですが、いかがでしょう。

もしよろしければ、PTAの立場から、御感想で構いませんので、いかがでしょうか。

細野委員、お願いいたします。

【細野委員】

感想になりますけれども、本当に一人ひとりの発達に合わせた内容の、何も知らない私達からしたら本屋さんで売られている一般的な絵本を、先生方は一つひとつ調査してくださって、一人ひとりに合わせた教科書選びをしてくださっているということがよく分かりました。

自分の子どもも支援学校に通っていますので、学期末に教科書と言われた絵本を持って帰ってきたのですが、こういった流れの中で先生方が選んでくださった教科書だったんだなっていうのも、この会を通してすごくよく分かりました。以上です。

【浄泉会長】

ありがとうございます。

同じくPTA会長、小林委員いかがでしょうか。

【小林委員】

全体を通しての感想でもよろしいでしょうか。

昨年も参加させていただいて、同様のことを申し上げたと思うのですが、やはりこれだけ調査をして、先ほど細野さんもおっしゃっていましたが、子どもたちにとって適切な教科用図書の採択というところで、御尽力いただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。

そのように採択された教科書が、現場の先生が、有効に本当に活用していただいて、子どもたちの学びに寄り添ってもらえる教材として、本当に活用していただけたらと思うのと、教科書以外の問題集や副読本は、特に中学生は多く使います。プリント等もあります。親の立場からしてみれば、これだけ皆さんが研究を重ねられて採択された教科書、その1冊があれば、授業が理解できて、勉強が理解できるというような活用の仕方をしていただけたらなと切にお願いをしたいなと思います。ありがとうございます。

【浄泉会長】

ありがとうございました。

他に感想等ございましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは事務局から説明のありました、特別支援学校、各教育部門の小学部中学部、さらに共通の教科用図書について、この一覧に載ったものについて、本選定審議会において承認するということでよろしいでしょうか。〈一同賛同〉

ありがとうございます。それでは「令和6年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部採択教科用図書一覧（案）」につきましては、皆様の御承認をいただきまして、原案通り承認したことといたします。

それではここで、15分ほど休憩を取りたいと思いますので、ちょうど3時から、再開したいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

では事務局より御連絡をいたします。休憩後、県立中等教育学校前期課程において使用する教科用図書の採択について御審議をいただきますが、廊下側の壁際の方に、中等教育学校2校から希望のあった教科用図書を並べております。休憩時間中ではございますが、ぜひ御覧いただければと思います。以上です。

【浄泉会長】

それでは休憩の方をよろしく願いいたします。

（休憩）

【浄泉会長】

それでは再開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、次に、県立中等教育学校前期課程において使用する教科用図書の採択について、事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

それでは、改めてよろしく願いいたします。休憩時間中、中等教育学校の教科用図書を御覧いただきありがとうございました。

それでは、県立中等教育学校前期課程において使用する教科用図書採択の概要や流れについて御説明いたします。

まず、参考資料一覧 92 ページを御覧ください。参考資料の9になります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項により、「公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、学校ごとに、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うもの」となっております。

また、令和5年度は、無償措置法第14条に基づき、「政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するもの」となっております。

これについては、94 ページを御覧ください。今後の教科用図書のスケジュールが記載されています。

県立中等教育学校の前期課程は中学校の課程になりますので、中学校に関しましては、令和6年度までは基本的に同一の教科用図書を使用します。また、令和7年度から新しい教科用図書の使用を開始するに当たって、令和6年度に採択替えを行う予定です。

続きまして、参考資料一覧の80 ページ、参考資料6を御覧ください。次に、採択の流れについて御説明いたします。

4月7日に開催されました、第1回選定審議会の審議結果に基づき、教育委員会の4月定例会において、令和6年度に神奈川県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択方針を決定しました。

採択方針 第1項にございますように、「中等教育学校の前期課程においては、中高一貫教育の特色を踏まえ、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上において適切に編集されているか、十分に調査研究を行い、採択に当たる」こととしております。

また、その際には、県教育委員会が作成しました「中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果」を活用することとしております。

続いて、81 ページの参考資料7を御覧ください。第2項にございますように、学校ごとに、校長を会長とする専門委員会を設け、採択方針に基づき、十分検討のうえ採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に申し出ることなど、採択の手続についてまとめたものが、こちらの採択手続き要領です。

4月の教育委員会定例会において、採択方針を決定した後、両校にこの「採択方針」、「採択手続き要領」を通知しております。

この方針及び手続き要領に基づき、両校では、専門委員会を設け、各校の教育目標、教科の指導方針、学校や生徒の実情などを考慮し、「採択希望教科用図書一覧」を作成しました。

それでは、各校の資料について、御説明します。別冊の「令和6年度使用 神奈川県立中等教育学校の前期課程 採択希望教科用図書一覧（案）」を御覧ください。

資料の構成を御説明します。表紙をおめくりいただきまして、1 ページには、平塚中等教育学校の令和6年度使用教科用図書採択希望一覧を記載しております。

1 枚おめくりいただきまして、2、3 ページには、平塚中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しております。

1 枚おめくりいただきまして、4、5 ページは、国語の「選定理由」、もう1 枚おめくりいただきまして、6 ページには、「補足資料」が掲載されています。7 ページの書写以降、各教科、ほぼこの同様の構成になっております。

続けて、65 ページを御覧ください。こちらは、相模原中等教育学校の令和6年度使用教科用図書採択希望一覧です。

1 ページおめくりいただいて、66 ページ、67 ページ以降につきましては、平塚中等教育学校の際と、同様の構成になっております。以上が、この資料のつくり、概要についてでした。

では、続いて、平塚中等教育学校の希望図書と選定理由について御説明します。

改めて、2 ページ、3 ページを御覧ください。上から2 段目「審議経過」にあるように、6 月8 日から、6 月22 日において、教科用図書選定に係る協議を行いました。

その際、令和6 年度は、令和5 年度と同一の教科用図書を採択しなければならないことから、各教科の指導計画や指導方針の更なる改善に生かしていくため、種目ごとに、各教科担当が昨年度の選定理由や選定した教科用図書の特色等を改めて共有しました。

それでは、4 ページを御覧ください。今年度は採択替えの年度ではありませんので、国語のページをはじめ、昨年度までのものと大きな変更はありません。また、それに伴い、「選定理由」や「補足資料」の内容についても、大きく変更したところはありませんでした。以上が、平塚中等教育学校の希望図書と選定理由になります。

続いて、65 ページを御覧ください。ここからは、相模原中等教育学校の希望図書と選定理由について御説明します。

今、御覧になっている65 ページが、相模原中等教育学校の採択希望教科用図書一覧です。

1 枚おめくりいただいて、66 ページ、67 ページを御覧ください。66 ページ、2 段目の「審議経過」にあるように、6 月8 日から6 月22 日において、教科書選定に係る協議を行いました。

その際に行った教科用図書選定に係る協議の流れについては、平塚中等教育学校と同様になっています。

続いて、68 ページを御覧ください。先ほどの平塚中等教育学校と同様、今年度は採択替えの年度ではありませんので、国語をはじめ、昨年度までのものと大きな変更はありません。また、それに伴い、「選定理由」や「補足資料」の内容についても、大きく変更したところはありませんでした。以上が、相模原中等教育学校の希望図書と選定理由になります。説明は以上です。

【浄泉会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明にありました「令和6 年度使用神奈川県立中等教育学校の前期課程採択教科用図書一覧（案）」について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

【藤井委員】

すでに御説明いただいたのかもしれませんが、令和5 年度神奈川県教科用図書選定審議会（第3 回）参考資料一覧の資料6 にございます、中等教育学校の前期課程においては、中高一貫教育の特色を踏まえという表現があり、それぞれの中等教育学校の教科書の採択におきまして、中高一貫教育の特色というのが、どのような形で説明されているのかということについて、教えていただけたらというふうに思います。

【浄泉会長】

事務局の方でお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

では、相模原中等教育学校の補足資料の中から御説明を差し上げたいと思います。

それでは、神奈川県立中等教育学校の前期課程採択教科用図書一覧の 98 ページを御覧ください。既習内容や発展内容の表記について、高校の内容、いわゆる中学校でいうと発展的な内容になりますが、こちらの内容が教科書の中に、発展的な内容として取り上げられているものを高校の内容と関連させながら、採択の一つの基準として選定をしていると承知をしております。

他の教材も、理由等や補足資料には記載されておきませんが、発展的な内容や高等学校の学習内容の記載などを踏まえて、後期課程とのつながりを意識した選定を行っているところです。以上です。

【浄泉会長】

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

【若杉委員】

御説明ありがとうございました。基本的なことかもしれないのですが教えてください。先ほどの説明の中で、中等教育学校の前期課程は学校ごとの採択だということで御説明がありました。県立の中等教育学校 2 校ということで、その採択される教科に違うものがあるということはなく、何かこう理由があるのかというようなところを御説明いただければと思います。

【事務局（山田指導主事）】

ありがとうございます。お答えをいたします。

県立平塚中等教育学校、相模原中等教育学校それぞれには、教育目標や育てたい 3 つの力、学校のミッション、めざす生徒像などがあります。

先ほど御説明した同じ冊子の 2 ページ、3 ページをお開きください。2 ページの参考と書かれているところから、教育目標、育てたい 3 つの力、学校のミッション、そして 3 ページになると、めざす生徒像、かながわ次世代教養についてと書かれております。

66 ページ、67 ページを御覧ください。こちらが相模原中等教育学校における教育目標、育てたい 3 つの力、学校のミッション、めざす生徒像、かながわ次世代教養について書かれてあります。比べていただくと、同じ中高一貫教育の特色を持つ両校であっても、教育目標等が異なっております。

それぞれの中等教育学校の教育目標等と各教科用図書の調査研究の結果等を照らし合わせ、それぞれの学校において、よりよい学習活動ができるものを選定していると考えております。その選定の過程が各種目の選定理由書であると御理解いただければと思います。以上です。

【浄泉会長】

どうでしょうか。よろしいですか。

【若杉委員】

ありがとうございます。

【浄泉会長】

では、他に御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【藤井委員】

度々すみません。先ほど、相模原中等教育学校については御説明いただいたかと思うのですが、平塚中等教育学校の方も、中高一貫教育の特色がまとめられているというのは、同じような理由だと理解してよろしいのか、もう少し別の特色等を考えられているのかということについて、お話いただければと思います。

【事務局（山田指導主事）】

はい。ありがとうございます。

直接文言として選定理由書、或いは補足資料に必ずしも書かれているわけではありませんが、中高一貫という観点においては、相模原、平塚両方とも同じ趣旨で、採択の基準としています。

【浄泉会長】

よろしいですか。

【藤井委員】

そうすると、高校の内容が発展的に中学校の内容の中に含まれているという、先ほど相模原中等教育学校の方は御回答だったかと思うのですが、平塚中等教育学校の方でも同様であるという理解でよろしいでしょうか。

【長田子ども教育支援課長】

はい、御質問ありがとうございます。担当からの回答とも重なる部分はあるかと思うのですが、文言として、この資料の中に落とし込まれているか否かというところはありますけれども、平塚も、相模原と同様に、後期課程、一般的に言うと高校の教育課程とのつながりを特に意識した、そのような視点で、教科書を選定して採択をしていると我々は理解しております。以上です。

【浄泉会長】

よろしいでしょうか。

【松本委員】

事務局の方でお答えいただいたその通りなのですが、最近、探究活動が重視されていることを踏まえながら、どのように、前期の探究活動が後期につながるのかという観点でも、今年を選定の年ではありませんが、そのような観点から、この中高一貫の特色を踏まえるということに対応して教科書を選定しているということになります。

【浄泉会長】

補足説明ありがとうございました。よろしいでしょうか。

【藤井委員】

はい。

【浄泉会長】

他にいかがでしょうか。

それでは、もしよろしければ、御感想等もありましたらお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

せっかくの機会ですので、もしこれまで御発言ない方で、御感想等でもいただければありがたいのですが。

横浜国立大学附属鎌倉小学校の安田委員、いかがでしょうか。

【安田委員】

感想にはなっていますが、両方とも目指す学校の姿や、学校のミッション、育てたい3つの力というところを通して、目の前の子どもたちの姿をイメージしながら、選定されていたのだというのが、書類上ではありますが伝わってきました。

子どもたちの姿というところでお話をすると、私も小学校の教員ですが、子どもたちって、教科書は自分が手にしている一つしかないというように思っている子が多いのかなと思います。私も授業の中で、「他の教科書ではこんなふうに絵が載っているんだよ」と話をすると、「他に教科書あるの」と子どもたちが反応してくれることが多いです。ということはやはり一つの教科書に対する子どもたちの依存度というか、信頼度がすごく高いのだなと思うと、このような形で、色々な角度から色々な立場の方が選定をしたり、協議をしたりすることがすごく大切なのだなと感じましたし、また4月の最初に、新しい教科書をもった時のわくわくした子どもたちの表情というのは、こういう会議があるからこそ、その姿につながっているのだなと、この会議に参加して改めて思いました。以上です。

【浄泉会長】

ありがとうございました。

他に皆様方からいかがでしょうか。特によろしいですか。ありがとうございました。

それでは、事務局から説明のありました、県立中等教育学校の前期課程については、学校ごとの採択になります。

まず、県立平塚中等教育学校前期課程で使用する教科用図書について、この一覧に載ったものについて、本選定審議会において承認するというので、よろしいでしょうか。〈一同賛同〉

ありがとうございます。

では、次に県立相模原中等教育学校前期課程で使用する教科用図書について、この一覧に載ったものについて、本選定審議会において承認するというので、よろしいでしょうか。〈一同賛同〉

ありがとうございました。

それでは、「令和6年度用県立中等教育学校の前期課程採択教科用図書一覧」につきましては、皆様の承認をいただきまして、原案どおり了承したことといたします。

では、議事（2）「その他」になりますが、事務局の方から何かございますか。

【事務局（山田指導主事）】

特にございません。

【浄泉会長】

委員の皆様方から「その他」で何かございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、その他の事項は「なし」ということで、本日の議題は全て終了いたしました。

本日承認いただきました諮問事項の(8)につきましては、この後、会長の私の方で、答申書を作成して、教育委員会へ提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。〈一同賛同〉

ありがとうございます。それでは、御了解いただきましたので、そのようにさせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

それでは、以後の進行を事務局でお願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

会長、副会長並びに委員の皆様、ありがとうございました。以上で、本日の議事は、全て終了となります。

第1回、第2回を含め、諮問させていただきました8つの事項について、全て審議をいただいたこととなります。

なお、本年度の選定審議会につきましては、全て終了させていただくこととなります。

したがって、委員の皆様方の任期につきましては、令和5年8月31日までとなっておりますが、会としてお集まりいただくのは本日が最後となります。

では、審議会の閉会にあたり、御尽力いただきました、会長と副会長から御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、浄泉会長、お願いいたします。

【浄泉会長】

皆様の御協力をいただきまして、令和5年度の選定審議会につきまして、いただきました8つの諮問事項について、皆様の御協力をもって無事に終了いたしました。

3回の会議の中で本当に細部に渡りまして、皆様方の貴重な御意見、御質問、御感想等もいただいた中で、私も本当に勉強することができました。ありがとうございました。

またこの場をお借りしまして、まず、調査員の皆様方、県各地からの調査員の皆様方、そして教育委員会の指導主事の皆様方、本当に多大な尽力を尽くしていただきまして、丁寧に調査をしていただきました。改めて感謝申し上げたいと思います。

そしてまた、この審議会の開催に向けて、古島支援部長をはじめ、事務局の皆様方、本当に御苦勞されたと思いますが、膨大な資料の作成、また会議の運営、本当にありがたく感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

そして皆様方の御協力をいただきまして、無事にこの会を終了することができましたことを改めまして、御礼申し上げたいと思います。

これから皆様方もぜひ、健康面を十分気をつけていただいて、それぞれの役職等でまた御活躍いただければと思います。

私からお礼の言葉を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【司会（水沢指導主事）】

ありがとうございました。

続いて、塚越副会長、お願いいたします。

【塚越副会長】

中原支援学校校長の塚越です。

3回の審議会につきまして、本当に資料の作成等々、事務局の方、ありがとうございました。また、委員の皆様、丁寧にしっかりと審議をして選定しているのだからということに改めて感じました。

学校現場としては、ここでこのように選定された教科書をどのように使っていくのか、先ほどPTAの会長様からも御意見いただきましたけれども、私たち、これを使って、どのように学ばせていくのか、どのように子ども達と一緒に学んでいくのか、これはとても大切だなということを改めて感じました。

また私たちも教員の専門性、まだまだ向上させていかなければということを感じました。

これからもこの教科書が子どもたちの手に届いて、そして、子どもたちのよりよい教育が行われていくのかと思います。皆様でまた、子どもたち誰一人取り残さない教育を進めていけるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

【司会（水沢指導主事）】

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、教育委員会を代表しまして、神奈川県教育委員会教育局支援部長 古島から、閉会の御挨拶を申し上げます。

【古島支援部長】

皆様、本当にありがとうございました。浄泉会長様からも温かいお言葉いただきまして、私どもとしても、4年に1度の採択替えにつきましては、とても大切な仕事として、心を込めて進めさせ

ていただいております。

今年度も、例えば第2回の皆様に御確認いただきました小学校への調査研究資料ですが、今までの中でも、本当に細かく、間違いなく、しっかりとしたものがお伝えできたということで、教育委員の方から評価をいただいております。それは本当に皆様のおかげと思ひまして、心から感謝いたします。

本日、実は、午前中に特別支援学校高等部の教科書の会議がございました。その中で、保護者の代表の方から、教科書が一般図書の中から選ばれている、その内容を通して、改めてお子さんのことを理解する一つの機会になったという、そういった貴重なお言葉をいただき、また、特別支援学校の教員は一般図書を選ぶこととなりますので、書店に行ったとき、常に子どもの顔が頭に浮かんで、この本を使ってみたらあの子はどうだろうと、そういったことがいつも頭にあると、そういう子どもたちに対する深い思いを、今回知ることができた機会ともなりました。いずれにしましても本当に皆様に感謝申し上げたいと思ひます。

先ほどもございましたように、皆様の任期につきましては8月31日（木）までとなっております。

今後、市町村等採択権者の方で採択事務を進めていく中で、何か急に必要なことがございましたときにこの選定審議会、どうしても相談しなければならないといった時には、会長、副会長と御相談をした上で、皆様にお集まりいただく場合もあるかもしれません。ただこれまでの中では、私の知る限りではなかったと承知しております。

まず、何かございましたときには、会長、副会長と、それから私どもの方で御相談させていただきながら進めていきたいと思ひますので、ぜひその点についても御了解いただければと思ひます。よろしく願ひいたします。

いずれにいたしましても、4月、6月、そして本日で3回にわたりまして御参集いただきまして、御協力を賜り、ありがとうございました。

県教育委員会といたしましても、皆様の御審議を大切にしながら、さらに、学校教育の中でそれぞれの教科用図書を基に適切な指導がなされるよう、各特別支援学校、中等教育学校に対しまして、引き続き指導してまいりたいと考えております。

また市町村教育委員会等の採択権者の皆様に対しましても、各学校において、教科用図書を有効に活用しながら、適切な学習指導がなされるよう、連携して取り組んでいきたいと考えております。皆様方には、今後とも、お力添えをいただければと思ひます。本日は誠にありがとうございました。

【司会（水沢指導主事）】

以上をもちまして、令和5年度神奈川県教科用図書選定審議会（第3回）を終了いたします。

本日はありがとうございました。皆様、お忘れ物のないよう、どうぞお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。（終了）